

2025年10月吉日

お客さま 各位

日本海信用金庫

破産管財人等の口座開設における特殊口座開設手数料の新設について

当金庫をいつもご愛顧いただき、ありがとうございます。

当金庫は、2025年12月1日（月）から、破産管財人等の口座開設における特殊口座開設手数料を、下記のとおり新設いたしますのでお知らせします。

今後により一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料

特殊口座開設手数料

2. 対象となる口座

以下の口座開設または既存口座の下記名義への変更時に特殊口座開設手数料を申し受けます。

破産管財人

相続財産清算人

相続財産管理人

不在者財産管理人

遺言執行者

遺産整理受任者などの一時的な財産管理に利用する口座

※個人・法人を問いません。対象口座については、管理等終了後に解約をお願いします。

3. 新設日

2025年12月1日（月）

4. 手数料金額

1口座につき、16,500円（消費税込み）

5. 支払方法

口座開設時または変更時に窓口でお支払いください。

※ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口にお問い合わせください。

以 上